

広島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十一年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下徳良本郷線	三原市本郷町大字船木字西野六二七九番一地从先から三原市本郷町大字船木字鬼釜六一六九番一地从先まで	平成二十一年二月二十六日